

平成25年(ワ)第9521号, 同第12947号, 平成26年(ワ)第2109号
損害賠償請求事件

原告 第1次訴訟原告1-1 ほかに220名

被告 国 ほかに1名

被告国第4準備書面

平成27年12月17日

大阪地方裁判所第22民事部合議3係 御中

被告国指定代理人

鈴木和孝



今村弘



帆足智典



石本慧



小西弘樹



赤尾信幸



朝山陽子




中野雅康 

竹本亮 

武田龍夫 

泉雄大 

内山則之 

三田裕信 

松原崇弘 

村川正徳 

中川幸成 

木村真一 

谷川泰淳 

青木一哉 

村田真一 

足立恭二 

荒川一郎

忠内巖大

熊谷和宣

照井裕之

森田深

齋藤哲也

鈴木健之

森野央士

樋口新治

大瀧拓馬

加藤彰二

池田健太郎

東海斗

京藤雄太

田 口 周 平 

細 川 成 己 

大 塚 雄 介 

福 島 正 也 

川 原 佑 介 

第1	はじめに	6
第2	経済産業大臣は、基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関わる事項を是正するために、省令62号に新たな規定を設け、これに適合するよう技術基準適合命令を発令することはできなかつたこと	6
1	実用発電用原子炉に関する段階的規制の仕組み	7
	(1) 実用発電用原子炉に関する安全規制において段階的規制の体系が採られていること	7
	(2) 段階的安全規制における技術基準適合命令	10
2	平成24年改正後の炉規法においては、使用停止等処分を発することによって既存の原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針の是正を図ることが可能となつたこと	12
	(1) 関連する規定	13
	(2) 平成24年改正後の炉規法43条の3の23の趣旨、要件等	14
	(3) 平成24年改正前の電気事業法40条に基づいて、設置許可処分の要件充足性につき技術基準適合命令を発することができなかつたとの解釈は、平成24年改正後の炉規法43条の3の23との比較という文言解釈や趣旨解釈からも相当であること	15
3	小括	15
第3	経済産業大臣は、原告らが講じるべきと主張する各措置について、技術基準適合命令により是正する規制権限を有していなかつたこと	15

第1 はじめに

原告らは、福島第一発電所事故後に制定された規制基準からすれば、「本件事故以前において、想定すべき津波より高い防潮堤、盛土構造物及び防潮壁などの設置（①）、非常用ディーゼル発電機や配電盤などの高所配置（①〔引用者注：②の誤記と思われる。〕）、非常用ディーゼル発電機及び配電盤の設置されているタービン建屋の水密化等（③）の津波対策を具体的に行うべきであったといえる。」（原告ら第13準備書面29ないし31ページ）として、被告国が、被告東電に対し、平成24年法律第47号による改正（以下「平成24年改正」という。）前の電気事業法40条に基づき、上記津波対策を行うことを内容とする技術基準適合命令を発令することにより、結果を回避することが可能であった旨主張する（同準備書面32ないし36ページ）。

しかしながら、以下に述べるとおり、経済産業大臣は、実用発電用原子炉に関する段階的な安全規制の仕組みを前提とする福島第一発電所事故当時の原子力規制の法体系において、基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関わる事項について新たに技術基準を設け、これへの適合を求めて技術基準適合命令を発令することはできなかった（後記第2）。そして、原告らが技術基準適合命令を発令すべき内容として主張する事項は、本件地震に伴う津波と同程度の津波又は福島第一発電所の建屋の敷地高さを前提にした津波の到来に対する対策を講じることを求めるもので、いずれも基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関わる事項であり、経済産業大臣は、これらの事項について技術基準適合命令を発令することができなかったのであるから、原告らの主張は、その前提において失当である（後記第3）。

なお、略語は、本準備書面で新たに用いるもののほか、従前の例による。参考までに本準備書面の末尾に略称語句使用一覧表を添付する。

第2 経済産業大臣は、基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関わる事項を是

正するために、省令62号に新たな規定を設け、これに適合するよう技術基準適合命令を発令することはできなかったこと

1 実用発電用原子炉に関する段階的規制の仕組み

(1) 実用発電用原子炉に関する安全規制において段階的規制の体系が採られていること

ア 実用発電用原子炉施設に関する炉規法及び電気事業法による安全規制は、原子炉施設の設計から運転に至るまでの過程を段階的に区分し、それぞれの段階に応じて、原子炉施設の設置、変更の許可（炉規法23条ないし26条）、設置工事の計画の認可（電気事業法47条）、使用前検査（同法49条）、保安規定の認可及び保安検査（炉規法37条）、定期検査（電気事業法54条）、定期安全管理検査（同法55条）、立入検査（同法107条1項）等の各規制を設けている。

すなわち、炉規法における安全規制は、原子炉施設の設計から運転に至る過程までを段階的に区分し、それぞれの段階に対応して、一連の許認可等の規制手続を介在させ、これらを通じて原子炉の利用に係る安全の確保を図るといふ、段階的安全規制の体系が採られている。

イ 原子炉の設置許可に係る安全審査は、前述した段階的安全規制の冒頭に位置づけられており、基本設計ないし基本的設計方針の妥当性を審査、判断するものであり、これに続く原子炉施設の細部にわたる具体的な設計や原子炉施設の建設・工事の前提となる基本的事項を確定する機能を有するものである。

この設置許可処分時における安全審査の段階で、原子炉施設の基本設計及び基本的設計方針の妥当性が認められた場合は、その後の安全規制の段階では、基本設計及び基本的設計方針が妥当であることを前提に、これを土台として策定された詳細設計の妥当性や安全性が審査された上で、工事計画の認可を経て、この認可に係る詳細設計に従って実際の原子炉施設の

建設，工事が行われることになる。また，原子炉の建設工事が終了しても，詳細設計に照らして行われる使用前検査に合格し，保安規定の認可を受けた後でなければ，原子炉の運転を開始することはできない。さらに，原子炉の運転開始後においても，施工された具体的な部材，設備，機器等の強度，機能に問題がないかどうか，あるいは，運転・保安体制が適切であるかどうか等が保安検査，定期検査，定期安全管理検査及び立入検査において確認される仕組みとなっている。

このように，実用発電用原子炉に関する炉規法及び電気事業法による安全規制は，設置許可処分に当たっての安全審査により，その土台となる基本設計及び基本的設計方針の妥当性が審査され，これに続く後段規制では，基本設計及び基本的設計方針が妥当であることを前提として，詳細設計の安全性に問題がないか否か，更には具体的な部材，設備，機器等の強度，機能の確保が図られているか否かといったより細緻な事項へと段階を踏んで審査がされる方法が採用されているのである。そして，この段階的な安全規制の下においては，基本設計ないし基本的設計方針は，後段規制に対し，基本的な枠組みを与えるものとして機能するものである。

ウ この点に関し，伊方原発訴訟最高裁判決（最高裁平成4年10月29日第一小法廷判決・民集46巻7号1174ページ）も，原子炉設置許可処分の取消訴訟において，炉規法第4章所定の原子炉の設置，運転等に関する規制及び電気事業法による規制を概観した上で，「原子炉の設置の許可の段階においては，専ら当該原子炉の基本設計のみが規制の対象となるのであって，後続の設計及び工事方法の認可（27条〔引用者注：炉規法27条〕）の段階で規制の対象とされる当該原子炉の具体的な詳細設計及び工事の方法は規制の対象とはならないものと解すべきである。右にみた規制法（引用者注：炉規法）の構造に照らすと，原子炉設置の許可の段階の安全審査においては，当該原子炉施設の安全性にかかわる事項のすべてを

その対象とするものではなく、その基本設計の安全性にかかわる事項のみをその対象とするものと解するのが相当である。」と判示している（高速増殖炉もんじゅの設置許可処分の無効確認訴訟の最高裁平成17年5月30日第一小法廷判決・民集59巻4号671ページも、伊方原発訴訟最高裁判決と同様に、段階的安全規制を前提とした判示をしている。）。

エ 本件に即して、福島第一発電所1号機から4号機の設置許可処分における基本設計ないし基本的設計方針に係る安全審査のうち、津波に対する安全性の審査について見ると、以下のとおりである。

(7) まず、1号機の原子炉設置許可処分に係る安全審査においては、立地条件として「海象」について調査審議され、波高の記録として、水深約10メートルにおいて最高約8メートルという記録（昭和40年台風28号）があり、潮位の記録として、小名浜港（敷地南方約50キロメートル）における観測記録によれば、チリ地震津波（昭和35年）の最高3.1メートルがあることが指摘されている。なお、同審査においては、「地震」についても調査審議され、過去の記録によると、福島県近辺は、会津附近を除いて全国的に見ても地震活動性の低い地域の一つであり、特に原子炉敷地附近は地震による被害を受けたことがないことがそれぞれ指摘されている。その上で、審査の結果、「本原子炉の設置に係る安全性は十分確保し得るものと認める」と結論づけられている（丙A第26号証）。

2号機及び3号機の原子炉設置（変更）許可処分に係る安全審査においても、1号機と同様に地震、津波について調査審議がされた上で安全性が十分確保し得るものと認められている（丙A第27号証、丙A第28号証）。

(4) 4号機の原子炉設置（変更）許可処分における安全審査においては、昭和45年安全設計審査指針（丙A第14号証）が用いられているとこ

る、同指針においては、「2. 2 敷地の自然条件に対する設計上の考慮」として、「(1)当該設備の故障が、安全上重大な事故の直接原因となる可能性のある系および機器は、その敷地および周辺地域において過去の記録を参照にして予測される自然条件のうち最も苛酷と思われる自然力に耐え得るような設計であること。(2)安全上重大な事故が発生したとした場合、あるいは確実に原子炉を停止しなければならない場合のごとく、事故による結果を軽減もしくは抑制するために安全上重要かつ必須の系および機器は、その敷地および周辺地域において、過去の記録を参照にして予測される自然条件のうち最も苛酷と思われる自然力と事故荷重を加えた力に対し、当該設備の機能が保持できるような設計であること。」(同号証3枚目)を定めている。

そして、4号機の原子炉設置(変更)許可処分に係る安全審査においても、昭和45年安全設計審査指針を踏まえ、地震、津波について調査審議がされた上で安全性が十分確保し得るものと認められている(丙A第29号証)。

(ウ) このように、福島第一発電所1号機から4号機については、いずれも、原子炉設置(変更)許可処分時に行われる基本設計ないし基本的設計方針の安全審査において、津波に対する安全性が確保されていることが確認されている。

(2) 段階的安全規制における技術基準適合命令

ア 段階的安全規制における技術基準の位置づけ

福島第一発電所事故当時、実用発電用原子炉について、電気事業者は、平成24年改正前の電気事業法39条に基づき、実用発電用原子炉施設に係る事業用電気工作物につき技術基準適合維持義務を負い、経済産業大臣は、同法40条に基づき、事業用電気工作物が技術基準に適合していないと認めるときは、実用発電用原子炉施設の一時使用停止命令を含む技術基

準適合命令を発令することができる」とされていた。

前記の技術基準は、基本設計ないし基本的設計方針の妥当性が原子炉設置許可の段階で確認されていることを前提に、これを踏まえた詳細設計に基づき、工事がされ、使用に供される事業用電気工作物の具体の部材、設備等の技術基準として省令62号により定められているものであり、工事計画認可（平成24年改正前の電気事業法47条3項1号）、使用前検査（同法49条1項、2項）等の規制の基準とされるものである。すなわち、平成24年改正前の電気事業法47条3項は、「経済産業大臣は、前二項の認可（引用者注：工事計画認可及び工事計画変更認可）の申請に係る工事の計画が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、前二項の認可をしなければならない。一 その事業用電気工作物が第39条第1項の経済産業省令で定める技術基準に適合しないものでないこと。」と規定し、事業用電気工作物の技術基準適合性を工事計画認可の要件の一つとして定めている。また、同法49条2項は、「前項（引用者注：使用前検査）の検査においては、その事業用電気工作物が次の各号のいずれにも適合しているときは、合格とする。一（略）二 第39条第1項の経済産業省令で定める技術基準に適合しないものでないこと。」と規定し、同じく技術基準適合性を使用前検査に合格するための要件の一つとして定めている。

また、原子炉施設に利用された部材、設備等の経年劣化や磨耗等により当該原子炉施設の機能や安全性が損なわれない状態を維持するため、電気事業法39条は、電気事業者に対し、技術基準適合維持義務を課しており、定期検査及び立入検査において、それらの部材、設備等の技術基準適合性の有無が確認されることになる。

このように、後段規制の段階では、技術基準が、事業用電気工作物としての原子炉施設の工事計画認可から運転開始後に至るまでの全段階にわたり、当該原子炉施設の具体の部材、設備等の安全性を確保するための基準

として位置づけられ、機能しているのである。

イ 技術基準適合命令は、後段規制における技術基準の不適合についてのみその是正を図るものであること

平成24年改正前の電気事業法40条は、同法39条1項が「事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物を経済産業省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。」と規定していることを受け、「経済産業大臣は、事業用電気工作物が前条第1項の経済産業省令で定める技術基準に適合していないと認めるときは、事業用電気工作物を設置する者に対し、その技術基準に適合するように事業用電気工作物を修理し、改造し、若しくは移転し、若しくはその使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限することができる。」と規定している（ゴシックはいずれも引用者）。この文理に照らせば、同法40条が事業用電気工作物が技術基準に適合していないと認められる場合に、これを技術基準に適合させるための措置を命ずることを規定した趣旨であることは明らかである。同条はもとより電気事業法のその他の規定を見ても、原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針が平成24年改正前の炉規法24条1項4号の設置許可の基準に適合しないことが明らかになった場合に、技術基準適合命令を発して当該基本設計ないし基本的設計方針の是正を命ずることができるかと解し得るような規定は存在しない。

このように、福島第一発電所事故当時の法令上、技術基準は、飽くまで後段規制において、事業用電気工作物の具体の部材、機器等の機能や安全性等を維持するための基準として位置づけられているものであり、技術基準適合命令は、後段規制により原子炉施設の安全確保を図る方策として、この技術基準の不適合を是正するものとしてのみ規定されていたのである。

2 平成24年改正後の炉規法においては、使用停止等処分を発することによっ

て既存の原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針の是正を図ることが可能となったこと

平成24年改正後の炉規法43条の3の23は、発電用原子炉施設の使用の停止、改造、修理又は移転、発電用原子炉の運転の方法の指定その他保安のために必要な措置（以下、同規定に定める上記の保安のために必要な措置を併せて「使用停止等処分」という。）を行い得る場合として、平成24年改正前の電気事業法40条と同様の「発電用原子炉施設が第43条の3の14の技術上の基準に適合していないと認めるとき」に加え、「発電用原子炉施設の位置、構造若しくは設備が第43条の3の6第1項第4号の基準に適合していないと認めるとき」を規定しており、発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合しないと認める場合にも、使用停止等処分をなし得ることを明文で規定した。その詳細は次に述べるとおりである。

(1) 関連する規定

平成24年改正後の炉規法は、その規制対象の分野の一つとして、原子炉の設置、運転等に関する規制（第四章）を規定し、これを試験研究用等原子炉の設置、運転等に関する規制（第一節）と、発電用原子炉の設置、運転等に関する規制（第二節）とに分け、第二節において、発電用原子炉の設置、運転等に関して行政庁の許可等の規制を受けるべきものとしている。

そして、同法は、第二節冒頭に発電用原子炉設置の許可についての規定を置き（43条の3の5）、次いで、同法43条の3の6第1項柱書きは、発電用原子炉の設置許可の要件として、「原子力規制委員会は、前条第1項の許可（引用者注：発電用原子炉の設置許可）の申請があつた場合においては、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。」と規定し、同項4号は、「発電用原子炉施設

の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること」を掲げている。

平成24年改正前の炉規法は、同法73条により、設計及び工事の方法の認可（同法27条）、使用前検査（同法28条）及び施設定期検査（同法29条）等について、発電用原子炉について適用除外としていたが、平成24年改正後の炉規法は、これらの適用除外を廃し、発電用原子炉についても、同法43条の3の9以下において、工事の計画の認可（同法43条の3の9）、使用前検査（同法43条の3の11）、施設定期検査（同法43条の3の15）等の規制がされるものとし、同法43条の3の14本文は、「発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。」と規定する。

そして、同法43条の3の23は、原子力規制委員会は、発電用原子炉施設の位置、構造若しくは設備が同法43条の3の6第1項4号の基準に適合していないと認めるとき、又は発電用原子炉施設が同法43条の3の14の技術上の基準に適合していないと認めるとき等は、その発電用原子炉設置者に対し、使用停止等処分を命ずることができると規定している。

(2) 平成24年改正後の炉規法43条の3の23の趣旨、要件等

上記のとおり、平成24年改正後の炉規法43条の3の23は、使用停止等処分を行い得る場合として、平成24年改正前の電気事業法40条と同様の「発電用原子炉施設が第43条の3の14の技術上の基準に適合していないと認めるとき」に加え、「発電用原子炉施設の位置、構造若しくは設備が第43条の3の6第1項4号の基準に適合していないと認めるとき」を規定している。この規定は、「最新の知見を規制の基準に取り入れ、既に許可を得た施設に対しても新基準への適合を義務づける制度」を新たに創設したものであるとされている（丙A30号証4枚目）。すなわち、同法43条の3

の23は、発電用原子炉施設が技術基準に適合しない場合に加え、最新の科学技術的知見を反映した設置許可要件として原子力規制委員会規則で定める基準（発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準）を使用停止等処分の基準としても位置づけ、これに適合しないと認められる場合には、使用停止等処分をなし得ることを明文で規定したものである。

- (3) 平成24年改正前の電気事業法40条に基づいて、設置許可処分の要件充足性につき技術基準適合命令を発することができなかったとの解釈は、平成24年改正後の炉規法43条の3の23との比較という文言解釈や趣旨解釈からも相当であること

このように、平成24年改正後の炉規法43条の3の23は、使用停止等処分の要件として、技術基準に適合しない場合に加え、新たに設置許可処分の基準に適合しない場合を明記した。このことに照らせば、前者の場合のみを技術基準適合命令の要件と定める平成24年改正前の電気事業法40条について、設置許可処分の要件を充足しないことが判明した場合について同条に基づいて技術基準適合命令を発してそれを是正することができなかったとの解釈は、平成24年改正後の炉規法43条の3の23との比較という文言解釈や趣旨解釈からも相当である。

3 小括

以上のとおり、法令上、経済産業大臣は、基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関する事項について、省令62号を改正し、これを改正した上で技術基準適合命令を発令することにより是正する規制権限を有していなかった。

第3 経済産業大臣は、原告らが講じるべきと主張する各措置について、技術基準適合命令により是正する規制権限を有していなかったこと

1 以上の検討によれば、福島第一発電所事故当時の炉規法及び電気事業法は、後段規制においては、設置許可処分の際の安全審査において基本設計ないし基本的設計方針の妥当性が確認されていることを前提に、電気事業者に対し、事業用電気工作物としての具体の部材、機材等の性能、機能等の技術基準適合維持義務を課すとともに、技術基準適合性が維持されていない場合には、必要に応じて技術基準適合命令を発することによってこれを是正する仕組みを採用しているものである。基本設計ないし基本的設計方針の安全性は後段規制の前提であって、これに関わる問題については後段規制の対象となり得ず、事後的に問題が生じた場合であっても、それについて後段規制としての技術基準適合命令によって是正する仕組みは採られていないのである。

したがって、仮に、既存の原子炉施設において基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関わる事項に問題が生じた場合には、この問題を省令62号の改正や技術基準適合命令により是正する余地はない。

2 これを本件に即して見ると、原告らが津波による浸水から全交流電源喪失を回避するための対策として主張する、①「想定すべき津波より高い防潮堤、盛土構造物及び防潮壁などの設置」、②「非常用ディーゼル発電機や配電盤などの高所配置」、③「非常用ディーゼル発電機及び配電盤の設置されているタービン建屋の水密化等」（原告ら第13準備書面31ページ）の各措置については、次のとおり、いずれも、基本設計ないし基本的設計方針に関わる事項であることは明らかである。

(1) まず、原告らの主張する①「想定すべき津波より高い防潮堤、盛土構造物及び防潮壁などの設置」については、原告らが対策を講じるべきであると主張する「想定すべき津波より高い防潮堤」等が具体的にどの程度の津波を想定し、その想定津波よりどの程度高い防潮堤等を要求しているのか明らかではないが、本件地震に伴う津波（O. P. +約15.5メートル）と同程度の津波又は福島第一発電所の建屋の敷地高さを前提にした津波（O. P. +

10メートル)の到来により津波が原子炉の敷地に遡上するのを未然に防止し得る対策を講じることを求めるというものであるとすれば、当該措置は、安全審査において、原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針について確認すべき事項の一つである、自然的立地条件との関係をも含めた事故防止対策を根本的に変更することになるため、基本設計ないし基本的設計方針に係る措置となる。そのため、設置許可処分において安全性が確認された基本設計ないし基本的設計方針を前提として、その詳細設計について規制すべき省令62号について、これを改正することにより、あるいは、これを改正した上で電気事業法40条に基づく技術基準適合命令により、これを是正することはできなかつたものである。

(2) また、原告らの主張する、②「非常用ディーゼル発電機や配電盤などの高所配置」、③「非常用ディーゼル発電機及び配電盤の設置されているタービン建屋の水密化等」について見ても、福島第一発電所についていえば、いずれも同発電所の建屋の敷地高さを超えて津波が到来することを前提とした措置であり、自然的立地条件との関係をも含めた事故防止対策を根本的に変更することになる。そのため、当該措置は、前記①と同様に、基本設計ないし基本的設計方針に関わる事項であるから、設置許可処分において、安全性が確認された基本設計ないし基本的設計方針を前提として、その詳細設計について規制すべき省令62号について、これを改正することにより、あるいは、これを改正した上で平成24年改正前の電気事業法40条に基づく技術基準適合命令を発令することにより、これを是正することはできなかつたものである。

(3) なお、既存の原子炉施設において基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関わる事項に問題が生じた場合には、この問題を省令62号の改正や技術基準適合命令により是正する余地はないが、この問題により既存の原子炉施設が原子炉設置許可の要件を欠くような事態となれば、経済産業大臣は、事

業者に対し設置変更許可処分の申請を促す行政指導を行い、当該申請があればこれを許可するか否かを判断し、あるいは容易に想定し難いことではあるが、これに応じて申請しない場合には設置許可処分の取消しにより是正し得るほかないこととなる。

- 3 以上のとおり、原告らが講じるべきと主張する上記①ないし③の事項は、いずれも、基本設計ないし基本的設計方針に関する事項であるから、経済産業大臣は、福島第一発電所事故当時において、これらの事項について、技術基準適合命令を発令することにより是正する規制権限を有していなかった。

したがって、上記①ないし③の事項について技術基準適合命令により規制しなかったことの違法を主張する原告らの主張は、基本設計における安全審査の対象事項と後段規制におけるそれとを混同したものといわざるを得ず、失当である。

略称語句使用一覧表

略 称	基 本 用 語	使用書面	ページ	備考
本件地震	平成23年3月11日午後2時46分頃 発生したマグニチュード9.0の地震	答弁書	6	
被告東電	相被告東京電力株式会社	答弁書	6	
福島第一発電 所	福島第一原子力発電所	答弁書	6	
福島第一発電 所事故	福島第一発電所において放射性物質が放 出される事故	答弁書	7	
I N E S	国際原子力・放射線事象評価尺度	答弁書	7	
政府事故調査 中間報告書	政府に設置された東京電力福島原子力発 電所における事故調査・検証委員会作成 の平成23年12月26日付け「中間報 告」	答弁書	8	
炉規法	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規 制に関する法律	答弁書	8	
国会事故調査 報告書	国会における第三者機関による調査委員 会が発表した平成24年7月5日付け報 告書	答弁書	10	
O. P.	「Onahama Peil」(小名浜港工事基準面)	答弁書	11	
東電事故調査 報告書	被告東電作成の平成24年6月20日付 け「東電事故調査報告書」	答弁書	12	
S P E E D I	緊急時迅速放射能影響予測ネットワーク システム	答弁書	21	
E R S S	独立行政法人原子力安全基盤機構が運用	答弁書	22	

	している緊急時対策支援システム			
国賠法	国家賠償法	答弁書	32	
放射線障害防 止法	放射性同位元素等による放射線障害の防 止に関する法律	第1準備書面	9	
原災法	原子力災害対策特別措置法	第1準備書面	9	
省令62号	発電用原子力設備に関する技術基準を定 める省令	第1準備書面	11	
原賠法	原子力損害の賠償に関する法律	第1準備書面	12	
保安院	原子力安全・保安院	第1準備書面	15	
原子力安全基 盤機構	独立行政法人原子力安全基盤機構	第1準備書面	18	
本件設置等許 可処分	内閣総理大臣が昭和41年から昭和47 年にかけて行った福島第一発電所1号機 ないし同発電所4号機の各設置（変更） 許可処分	第1準備書面	20	
後段規制	設計及び工事の方法の認可，使用前検査 の合格，保安規定の認可並びに施設定期 検査までの規制	第1準備書面	21	
昭和39年原 子炉立地審査 指針	昭和39年5月27日に原子力委員会に よって策定された原子炉立地審査指針	第1準備書面	23	
昭和45年安	軽水炉についての安全設計に関する審査	第1準備書面	23	

全設計審査指針	指針について（昭和45年4月23日原子力委員会了承）			
地震本部	地震調査研究推進本部	第1準備書面	27	
平成13年安全設計審査指針	平成13年3月29日に一部改訂がされた安全設計審査指針	第1準備書面	30	
平成13年耐震設計審査指針	平成13年3月29日に一部改訂がされた耐震設計審査指針	第1準備書面	31	
平成18年耐震設計審査指針	平成18年9月19日に原子力安全委員会において新たに決定された耐震設計審査指針	第1準備書面	35	
政府事故調査最終報告書	政府に設置された東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会作成の平成24年7月23日付け「最終報告」	第1準備書面	59	
原告ら第13準備書面	原告らの2015年（平成27年）5月15日付け準備書面13	第2準備書面	7	
クロロキン最高裁判決	最高裁判所平成7年6月23日第二小法廷判決（民集49巻6号1600ページ）	第2準備書面	8	
宅建業者最高裁判決	最高裁判所平成元年11月24日第二小法廷判決（民集43巻10号1169ページ）	第2準備書面	10	
延宝房総沖地震	慶長三陸地震（1611年）及び1677年11月の地震	第2準備書面	20	
津波評価技術	土木学会原子力土木委員会が、平成14	第2準備書面	22	

	年2月に刊行した、「原子力発電所の津波評価技術」			
長期評価	地震調査研究推進本部（地震本部）が、平成14年7月31日に公表した、「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」	第2準備書面	26	
女川発電所	東北電力株式会社女川原子力発電所	第2準備書面	40	
浜岡発電所	中部電力株式会社浜岡原子力発電所	第2準備書面	40	
大飯発電所	関西電力株式会社大飯発電所	第2準備書面	40	
泊発電所	北海道電力株式会社泊発電所	第2準備書面	40	
貞観津波	西暦869年に東北地方沿岸を襲った巨大地震	第2準備書面	54	
佐竹ほか（2008）	平成20年に刊行された「石巻・仙台平野における869年貞観津波の数値シミュレーション」（佐竹健治・行谷佑一・山木滋）	第2準備書面	56	
合同WG	総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会地震・津波、地質・地盤合同ワーキンググループ	第2準備書面	58	
本件各評価書	被告東電の耐震バックチェック中間報告	第2準備書面	58	

	書に対する保安院の評価書（「耐震設計審査指針の改訂に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所5号機耐震安全性に係る中間報告の評価について」及び「耐震設計審査指針の改訂に伴う東京電力株式会社福島第二原子力発電所4号機耐震安全性に係る中間報告の評価について」）			
原告ら第15準備書面	原告らの2015年（平成27年）5月15日付け準備書面15	第3準備書面	7	
平成24年改正	平成24年法律第47号による改正	第4準備書面	6	
使用停止等処分	平成24年改正後の炉規法43条の3の23に定める保安のために必要な措置	第4準備書面	13	

特に断らない限り答弁書とは、平成26年9月18日付け答弁書を指す。